

清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準

(目 的)

第1条 この基準は、清瀬市契約事務規則第3条の規定により、指名業者登録名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）の工事又は製造の請負、その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）に係る指名停止に関わる必要な基準を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下「要件」という。）に該当するときは、情状に応じてそれぞれ当該各号に定めるところにより、指名停止を行うものとする。また、東京都において、東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止が行われた場合、有資格業者について指名停止を行うものとする。その場合の指名停止の期間は東京都の指名停止措置期間に準ずるものとする。

- 2 市長は、有資格業者の指名停止を行う場合において、特に必要があると認められるときは別表の規定にかかわらず、加算もしくは短縮の措置を行うことができる。
- 3 有資格業者が当該指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に別表各号に掲げる要件の一に該当したときの指名停止の期間は、当該各号に定める期間の2倍とし、最高3年以内とする。ただし、指名停止期間の終期が確定しないものはこの限りでない。
- 4 有資格業者が同時期に別表に掲げる要件の2以上に該当するときは、別表の期間にかかわらず、当該各号に定める期間のうち、最も長いものをもって指名停止期間とする。ただし、異なる事案により2以上の要件に該当するときは、それぞれを足した期間とし最高3年以内とする。
- 5 悪質な事由又は斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲に関わらず、指名停止期間を定めることができる。

(指名後、入札までに指名停止を行った場合の措置)

第3条 市長は、現に工事請負契約等に係る指名を行っている有資格業者について指名停止を行う場合には、当該有資格業者に対し、当該工事請負契約等に係る指名を取消すものとする。

(指名停止の通知)

第4条 市長は、有資格業者が指名停止に該当した場合で、必要と認めるときは指名停止を受けた者にその事実を伝えることができる。

(契約の相手方の制限)

第5条 指名停止が行われたときは、契約担当者等は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請の受付及び希望申請の受付

(2) 競争入札参加資格確認結果の通知、指名通知又は随意契約における競争見積依頼

(3) 落札決定又は随意契約における採用決定

2 契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者に対して、現に前項各号に掲げる事項を行っているときは、当該有資格者の以降の契約手続きへの参加（契約締結を含む）を認めないものとする。ただし、契約締結日以降に当該指名停止を受けた場合はこの限りではない。

(下請負人の禁止)

第6条 市長は、指名停止を受けた者が他の工事請負契約等の下請負人となることを認めてはならない。ただし、当該指名停止を受けた者が指名停止の期間の前に下請負人となった場合はこの限りではない。

(指名停止の特例)

第7条 市長は、工事請負契約等を随意契約によろうとする場合において当該随意契約による理由が特許を要する工事など特殊な理由によるときは、指名停止を受けている者と契約を締結することができる。

2 市長は、次の場合は別表各号に掲げる要件の発生部門のみを指名停止し、他の部門を指名停止しないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社会的に責任態勢が明確にされており、かつ、その責任として役員をあてているとき。

(2) 部門別格付、社内責任態勢の方法等を総合的に勘案して前記(1)に準ずると認められる場合。

3 市長は、指名停止を受けた者が、合併、会社分割又は営業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ指名停止要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。

4 市長は、清瀬市が発注した契約において、別表2第5項の指名停止要件に該当することにより指名停止を行う場合で、当該指名停止の対象となる有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人又は当該有資格者である法人の役員若しくは使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。

5 市長は、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有

資格者である構成員についても当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

6 市長は、事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、当該事業協同組合の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。

(指名保留)

第8条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる要件の一に該当するおそれがあると認められるときは、その事実が判明するまでの間、指名競争入札の指名を保留するものとする。

(指名停止解除)

第9条 指名停止の措置を受けた有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(指名停止期間の起算日)

第10条 指名停止期間については、市がその該当する事実を知った日から起算するものとする。

ただし、現に指名停止期間中の有資格業者に新たな指名停止を行う場合は、あとの指名停止期間の起算日は前の期間の満了日とする。

(指名業者選定委員会への付議等)

第11条 この基準に定めのない事項が生じたときは、清瀬市指名業者選定委員会の議を経て市長に報告し、市長が決定する。

2 有資格業者が指名保留もしくは指名停止に該当した場合は、清瀬市指名業者選定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 この基準に定める事務は、総務部総務課で担当する。

附 則

この基準は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

事 故 等 に 基 づ く 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
(粗雑工事)	
1 清瀬市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「発注工事」という。）の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	3 月以上 1 年以内
2 清瀬市以外における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。	1 月以上 1 年以内
(契約違反)	
3 第 1 条に掲げる場合のほか、発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	3 月以上 6 月以内
(履行成績不良)	
4 清瀬市と締結した請負契約に係る工事において、履行成績が不良であると認められたとき。	1 月以上 1 年以内
5 清瀬市以外の工事契約並びに設計、測量、地質調査及び工事管理業務の契約において、履行成績が不良であると認められたとき。	1 月以上 1 年以内
(契約履行上の事故)	
6 清瀬市発注の工事の施工に当たり、公衆又は従業員その他の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	2 月以上 6 月以内
7 一般工事の施工に当たり、公衆又は従業員その他の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1 月以上 6 月以内
8 その他清瀬市又は他の公共機関発注の契約において、知り得た秘密を漏らす等、その履行に際し著しく適性を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 6 月以内

別表 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が清瀬市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から 2 月以上 2 年以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が清瀬市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	3 月以上 2 年以内
ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3 月以上 2 年以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	3 月以上 1 年以内
3 代表役員等又は一般役員等が清瀬市以外の他の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から 2 月以上 2 年以内
4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が清瀬市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3 月以上 2 年以内
ロ 一般役員等	3 月以上 2 年以内
ハ 使用人	3 月以上 1 年以内
5 有資格業者である個人、有資格業者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で警報又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	2 月以上 2 年以内

6 有資格者である法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し（別表 2 5 の場合を除く）契約の相手方として不適当であると認められる場合	2 月以上 2 年以内
7 有資格者である法人が、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）」に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不適当であると認められる場合	3 月以上 1 年以内
8 有資格者である法人が、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」に違反し、国土交通大臣または都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	1 月以上 9 月以内
9 有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1 月以上 3 月以内
10 有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「入札談合など関与行為の排除および防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）」、「不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）」、「政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）」、「下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）」、その他契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1 月以上 1 年以内
11 前 10 項に掲げる場合のほか、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、法令違反の容疑などにより逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合で、社会的信用を著しく失墜したと認められる場合	1 月以上 9 月以内
（営業不振及び違法行為等） 12 不渡手形を発行するなど、営業不振におち入ったと認められる場合。	事実のあった日から営業が再建されたと認められるときまで

13 違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められるとき。	1 月以上 1 年以内
14 清瀬市の発注工事に関して、下請業者が賃金不払いを発生させた場合において、円滑な事後処理を怠るなど、元請業者としての下請施工の管理が著しく不適当と認められる場合。	1 月以上 3 月以内
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 1 年以内
(契約不履行)	
16 清瀬市又は清瀬市以外の他の公共機関発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合	1 年以上 3 年以内
17 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣言され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 2 年以内
(虚偽記載)	
18 清瀬市又はその他公共機関発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（電子入札において虚偽の入力をしたときを含む）をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 1 年以内